



# ゆう&あい

10月号  
平成24年  
9月24日発行

優・愛 友愛 You and I 優Eye 優・愛 友愛 You and I 優Eye 優・愛 友愛 You and I 優Eye 優・愛

播磨町ボランティアセンター・播磨町善意銀行  
発行所：社会福祉法人 播磨町社会福祉協議会 TEL079(435)1712

今年の夏も暑かった！

## のびのびはりま 2012

よくがんばりました(\*^-^\*)



### 児童の感想文

(小6男子)

夏休みの月・水・金と、のびのびはりに行きました。いちばん楽しかったのはボール遊びです。部屋のあちこちにボールが散らばってあって、テンションが上がりました。そのほかにスペシャルゲストが来ました。いせきくんとやよいちゃんです。やよいちゃんの頭をなでると、はずかしがられました。プールやパフ作りや、電車に乗って遠足など、ほかではできなかったことまでありました。もちろん宿題もできています。ちがう学校の友達とも仲良くなりました。先生たちとも仲良くなりました。町であつたらよろしくね。自分にとってのも幸せ。のびのびはりまに行けて良かったです。



※のびのびはりま（障がい児生活訓練事業）とは夏休み期間中、障害のある小学生を対象に、プールや調理実習、遠足、その他レク活動等を通して、他の学校のお友達との交流を目的として毎年実施している事業です。

## 『ストップ・ザ・無縁社会』

全県キャンペーン 展開中

～『無縁社会』から『支え合い社会』へ～

価値観の多様化や単身世帯の増加、コミュニケーションの希薄化などの要因が重なり合い発生する社会的孤立や孤独死などの社会状況が“無縁社会”として報道されています。

播磨町社協は、兵庫県社協などで構成する「ストップ・ザ・無縁社会」全県キャンペーン推進協議会とともに『支え合い社会』を目指します。



ストップ・ザ・無縁社会 検索

<http://www.stop-muen.jp>

「ストップ・ザ・無縁社会」  
全県キャンペーン推進協議会  
(事務局：兵庫県社協)

## 認知症家族の会

### 9月の活動報告



9月の認知症家族の会（以下、家族の会）は、「みんなの家」で流しそうめんをしました。立派な竹台に流れるそうめんを利用者さんと一緒に楽しくいただきました。

家族の会は昨年4月より始まり、以来毎月1回開催しております。

これまで、参加された皆さんのご意見を取り入れながら、お花見や学習会などに取り組んできました。

認知症の方の介護者や、今後の為に認知症について学びたい人もお気軽にお問い合わせ下さい。

毎月、本紙4ページの「伝言版」に次月の予定を掲載しております。（詳細は下記を参照）

### 福祉相談

日時 10月3日・10日・17日  
24日・31日（水曜日）  
13時30分～16時  
場所 福祉しあわせセンター  
民生委員・児童委員が  
ご相談をお受けします。

### 困りごと相談

#### 秘密厳守

日時 10月11日・25日（木）  
場所 福祉しあわせセンター  
播磨町人権擁護委員が  
ご相談をお受けします。

### 認知症家族の会

日時 10月13日（土）  
13時30分～15時30分  
場所 福祉しあわせセンター

車イスとベッド間の移乗について、勉強します。  
お気軽にご参加ください。

<申し込み>  
播磨町地域包括支援センター  
079-435-1841

## 伝言板

このページに関する問合せは  
播磨町社会福祉協議会  
TEL.079-435-1712

### 心配ごと相談

#### 秘密厳守

日時 毎週火曜日  
13時～16時  
場所 福祉しあわせセンター

### 法律相談

弁護士により  
第1火曜日に実施しています。  
成年後見制度のご相談も  
お受けします。  
◎法律相談をご希望の方は、事前に  
心配ごと相談をお受けください。

### 知的障害者(児)相談

日時 10月13日（土）10時～11時30分  
場所 石ヶ池公園パークセンター

### おもちゃルーム “きらきら”

い～つばいのおもちゃで遊ぼう  
10月の開設日

日時 10月4日（木）・20日（土）  
10時～12時  
場所 播磨町福祉会館



### おしゃべり広場

お友だちづくりや子育ての情報交換をする場所です。  
お気軽にお越しください。

日時 毎週月曜日 10時～12時  
場所 福祉会館  
対象 おおむね0歳児とその保護者

### 子育て相談

日時 10月22日（月）  
13時30分～16時  
場所 福祉しあわせセンター

主任児童委員が  
ご相談をお受けします。

# 第5回 福社会館 文化祭

平成24年10月23日(火)～10月24日(水)

## 【発表の部】

時間	出演団体・サークル等	内容	会場
10月23日(火)			
10:00～16:00	ローズマリー農園	ハーブ石鹸等手作り体験	健康相談室
10:00～16:00	茶道部	茶道(お茶席券 別途販売)	集会運動指導室
10:00～10:20	大正琴アンダンテ	大正琴	3階会議室
10:20～11:30	ハリマホイホイフラ	フラダンス	
11:30～12:30	フォークダンスサークル	フォークダンス	
12:30～13:30	田中ひろしとマジック研究会	マジックショー	
13:30～14:30	秀興会民謡サークル	日本民謡	
14:30～15:00	地域包括支援センター	介護予防体操	教養娯楽室
14:30～15:00	囲碁・将棋の愛好者	囲碁・将棋の表彰	
10月24日(水)			
10:00～16:00	ボランティアグループおひさま	紙すき体験	健康相談室
10:00～11:30	詩吟同好会	詩吟	3階会議室
11:30～12:10	明楊会播磨	太極拳	
12:10～13:10	太極柔力球サークル	太極柔力球	

## 【展示の部】

時間	出演団体・サークル	内容	会場
10月23日(火) ～ 10月24日(水)	書道サークル	書道	生活指導室 診察室 栄養指導室
	手描き友禅同好会	手描き友禅	
	親子ふれあいサークル	子どもの絵画・造形	
	ビーナス(絵画同好会)	絵画	
	生け花教室	生け花	
	播磨町社会福祉協議会	事業紹介	

## 【バザーの部】

時間	出演団体・サークル	内容	会場
10月23日(火)～24日(水)	ボランティアあすなる	手作り品等の即売	1階ロビー
10月23日(火)	播磨町陶芸サークル	手作り陶芸品の販売	正面玄関

## 寄付者ご芳名

あたたかい善意ありがとうございました。  
(平成24年8月10日～9月9日)  
(所得税法第78条第2項第3号該当 法人税法第37条第2項及び第3項第3号該当)

### ●福祉のために

地区名	氏名	金額
大 中 東	匿名	5,000円
宮 西	匿名	3,300円
古宮第3	匿名	2,000円

### ●供養

地区名	氏名	備考
オリーブハイツ	匿名	亡母13回忌供養
川 端	匿名	亡夫供養

### (団体の部)

匿名	3,606円
----	--------

### ●今月の払出状況

子どものいない老人誕生祝い	15,000円
要援護世帯米代	4,180円



じぶんの町を良くするしくみ。

平成24年度目標額

3,629,000円

地域に必要な福祉活動やボランティア活動などを応援します！  
県内の福祉施設や団体、NPOなどの事業を応援します！  
いつ、どこで起こるか分からない大規模な災害に備えています！

### ☆共同募金とは？

共同募金は、地域福祉の推進を目的として社会福祉法に定められた計画募金です。計画募金とは、あらかじめ地域福祉関連の活動をしたい団体から申請を受け付け、配分先を予定したうえで行う募金のことです。共同募金の責任と役割の重要性を端的に表す共同募金の大きな特徴となっています。

共同募金運動は、戦後間もない昭和22(1947)年にスタートし、社会福祉施設・団体への機器整備や事業費への配分、さらには、ボランティア活動など地域の草の根活動や災害時のボランティア活動支援など民間の社会福祉事業を力強く支えてきています。



### ☆配分された募金を何に使っているの？

例えば、平成23年度の播磨町で集まった募金実績に基づき、平成24年度、地域福祉配分金として播磨町社協に3,057,000円が配分され、播磨町社協では、下記の事業計画をもとに、播磨町の福祉力向上のために活用させていただいています。

### 高齢者の福祉のために 1,528,000円

- ◆給食サービス等の在宅福祉活動
- ◆ふれあいいきいきサロン等の社会参加活動
- ◆ひとり暮らし老人の会等の団体援助活動

### 子どもの健全育成のために 160,000円

- ◆小学校等の福祉体験学習の援助活動
- ◆子ども会等の団体援助活動

### 障がい者の福祉のために 100,000円

- ◆点訳等のボランティア活動
- ◆障害者団体・当事者組織の支援

### 広報・啓発のために 1,269,000円

- ◆広報誌の発行等の広報・調査活動
- ◆各種団体の援助活動



播磨町地域包括支援センター  
079 435 1841

(中)

このたびの未曾有のできごとに関して、「正常性バイアス」という言葉を聞かれたと思います。  
人間が日々の生活を送る中で生じる様々な変化や新しいできごとにより、心が過剰に反応し、疲弊しないために必要な働きです。つまり、多少の異常事態が起こってもそれを正常の範囲内としてとらえ、心を平穏に保とうとするのです。  
この働きの度が過ぎると、警報ブザーが鳴ってもすぐに避難しないことがあります。だから「想定外」となってしまうのです。  
亡き母は戦争や空襲や水不足など多くを経験してきたので、いわゆる防災グッズを私が結婚する時に渡してくれました。今は中身も減ってきて、防災と言われるたびに補充しなくてはいけないと思っています。「喉もと過ぎれば...」で、のんきな話です。  
そういう自分のことを棚にあげて、私は「転ばぬ先の杖」とみなさんにお伝えしています。自分には介護サービスなんて無縁だと思っていたという声をよく聞きます。いざという時に困らないよう、元気な時から少しでも興味を持っていただきたいと思います。まず相談窓口を覚えておいてください。

ほのぼの便り

播磨町地域包括支援センター